

おおず

2010

7

No.66

- ☆地デジについての相談会を開催します … P 2
- ☆パーキングパーミット制度を開始します … P 3
- ☆児童福祉のお知らせ …………… P 4～5
- ☆介護保険料のお知らせ …………… P 6～7
- ☆市有地売払いのお知らせ …………… P 12～13

きらめき創造 大洲市

—みとめあい ささえあう 肱川流域都市—

題字：平小学校4年（現 5年） 大野 るり さん



うかいシーズン到来！

5月26日(水)、喜多保育所の園児が伊予大洲駅に設置するウのモニュメントの飾り付けを行いました。そして6月1日(火)には夜うかいが、6日(日)には昼うかいが始まりました。

地デジについての相談会を開催します

総務省愛媛県テレビ受信者支援センターによる地上デジタル放送についての相談会・説明会が下記の日程で開催されます。

地上デジタル放送への準備がお済みでない人、また、どうすればいいのかわからない人は、ぜひ、この機会に相談会にお越しください。説明会も併設開催します。相談会・説明会へのお申し込みは不要です。地デジに関することをお気軽にご相談ください。(相談会・説明会ともに無料です。)

また、相談会・説明会に参加できない高齢の人や、

障害のある人を対象として、電話でのお申し込みにより、戸別訪問も行います。

相談会・説明会に関するお問い合わせ、戸別訪問のお申し込みは、下記まで。

【問い合わせ先】

愛媛県テレビ受信者支援センター (デジサポ愛媛)
相談会グループ

☎089-943-6039

FAX089-943-6055



《地デジ相談会・説明会の日程》

場 所	会 場	開催内容	日 程	時 間
大 洲 市 役 所	1 階ロビー	相談会	7月12日(月) ～7月14日(水)	午前10時～午後4時30分 (3日間とも)
	3階会議室	説明会	7月14日(水)	午後1時～1時40分
長 浜 支 所	1 階ロビー	相談会	7月15日(木) ～7月16日(金)	午前10時～午後4時30分 (両日とも)
	2階会議室	説明会	7月16日(金)	午後1時～1時40分
肱 川 支 所	2階ロビー	相談会	7月12日(月) ～7月13日(火)	午前10時～午後4時30分 (両日とも)
	3階第2会議室	説明会	7月13日(火)	午後1時～1時40分
河 辺 支 所	ロビー	相談会	7月14日(水) ～7月15日(木)	午前10時～午後4時30分 (両日とも)
	基幹集落センター 1階大会議室	説明会	7月15日(木)	午後1時～1時40分

パーキングパーミット制度・募集のお知らせ

パーキングパーミット制度を開始します！

愛媛県では、県内の公共施設や商業施設などに設置された身体障害者等用駐車場（車いすマークがある駐車場）を適正に利用していただくため、7月1日から、障害のある人など歩行困難な人に県内共通の利用証（「パーキングパーミット」）を交付する「パーキングパーミット制度」を導入します。

○利用できる人

- ・身体障害者（等級により制限があります。）
- ・知的障害者（療育手帳A・重度以上）
- ・精神障害者（精神障害者保健福祉手帳1級）
- ・高齢者（要介護1以上）
- ・難病患者（特定疾患医療受給者）
- ・妊産婦（母子健康手帳交付後1年間に限る。）
- ・けが人（車いす、杖などを要する人）
- ・右記のうち、歩行が困難な人



○利用証の取得方法

- ・県障害福祉課のほか、県の地方局、支局、市役所社会福祉課などで受け付け・交付を行います。（手

（数料は無料です。）

市役所の場合の受付・交付場所

- ・身体・知的・精神障害者・難病患者・けが人↓社会福祉課
- ・（支所管内は市民福祉課）
- ・高齢者↓高齢福祉課
- ・（支所管内は市民福祉課）
- ・妊産婦↓各保健センター

【問い合わせ先】

愛媛県障害福祉課
☎089・912・2422

パーキングパーミット （身体障害者等用駐車場利用証）



愛媛県

駐車場に停める際には、利用証（上）を車内のルームミラーなどに掲示してください。

募集のお知らせ

大洲市 うるおいの里づくり 事業

市では、住みよい快適なうるおいの里づくり事業を実施する自治会や伝統芸能保存会に対し、その経費の一部を補助する「大洲市うるおいの里づくり事業」を行っています。過去には獅子舞備品整備事業、ゲートポール場整備事業などに補助を行いました。

補助の対象となる事業などは次のとおりです。

【補助対象種目】

- ふれあい広場整備（ミニ公園）：広場、土俵など
- 観光交流資源整備：観光地、景勝地など
- 伝統芸能・文化の保存育成：太鼓、獅子舞など

【補助対象団体】

- 協議会および保存会などで組織が明確な団体

【申請方法】

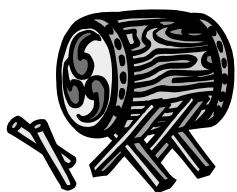
事業計画書などの関係書類を提出していただく必要がありますので、希望する場合は、企画調整課までお問い合わせください。

【計画書提出期限】

7月30日（金）

【問い合わせ先】

企画調整課
☎242111（内線523）



あなたの暮らしを支えます

母子福祉

児童扶養手当

受給資格

①受給者となるための要件

父親と生計を別にして
いる児童を監護している母親
または母親に代わって養育
している人に対して児童扶
養手当が支払われます。

ただし、老齢福祉年金以
外の国民年金、恩給、厚生
年金などの公的年金受給者
は対象になりません。

②手当支給の対象となる児
童

18歳未満の児童（年度内
有効）または20歳未満で一
定以上の障害のある児童で
次のア〜クのいずれかに該
当する人

ア 父母が婚姻を解消した
児童

イ 父親が死亡した児童

ウ 父親が障害の状態にあ
る児童

エ 父親の生死が明らかで
ない児童

オ 父親が引き続き1年以
上遺棄している児童

カ 父親が引き続き1年以
上拘禁されている児童

キ 母親が婚姻によらない
で懐妊した児童

ク 父母とも不明である児童

所得制限

前年分の本人および扶養
義務者などの所得が一定額
以上の人は、支給が停止さ
れます。

手当の支給

手当は、認定請求した日
の翌月分から支給され、年
3期（4月、8月、12月）
前月分までが支給されます。

現況届

（毎年8月1日〜8月31日）

手当受給者は、毎年8月

に前年分の所得などに関す
る現況届を提出してくださ
い。（該当者には後日お知ら
せします。）

2年間現況届を提出しな
いと、受給資格がなくなり
ますので注意してください。

手当月額

（平成22年4月1日現在）

◆児童1人の場合

全額支給額 4万1720円
一部支給額 4万1710円〜9850円

◆児童2人目の場合

5000円加算

◆児童3人目からの場合

1人増すごとに

3000円ずつ加算

支給額の改定

①手当額は物価変動に応じて
毎年4月に改定されます。

②受給開始から5年（また
は支給要件該当から7年）

を経過したときは、手当
の2分の1が支給停止と
なる場合があります。就
業しているなどの要件を
満たしている人は、届け
出により除外されます。

※平成22年8月1日から父
子家庭のみなさんにも手当
が支給されます。詳しくは、
社会福祉課へお問い合わせ
ください。

【問い合わせ先】

社会福祉課子育て支援係

☎242111（内線184）

長浜支所市民福祉課

☎21113（直通）

脇川支所市民福祉課

☎23347（直通）

河辺支所市民福祉課

☎21113（直通）

在宅福祉

特別児童扶養手当

受給資格者

一定以上の障害のある児
童（20歳未満）を扶養する
父母または父母に代わって

その児童を養育している人
支給要件

①障害児（20歳未満）が年
金を受給していないこと

②障害児（20歳未満）が施
設入所していないこと

支給制限

前年の所得が基準額を上
回る場合は、8月から翌年7
月まで支給が停止されます。

手当月額

（障害程度により異なる。）

①1級 5万 750円

②2級 3万3800円

手当の支給

毎年4、8、11月の3期
に分けて支給されます。

特別障害者手当

受給資格者

重度障害者（20歳以上）
であって、日常生活におい
て常時特別な介護を必要と
する人

支給要件

重度障害者（20歳以上）
が施設入所または入院（3
か月超）していないこと

施設設備など

支給制限

前年の所得が基準額を上回る場合は、8月から翌年7月までの支給が停止されます。

7月までの支給が停止されます。

手当支給月額

2万6440円

手当の支給

毎年2、5、8、11月の4期に分けて、前月分までが支給されます。

手当の支給

毎年2、5、8、11月の4期に分けて、前月分までが支給されます。

毎年届け出が必要です！

障害児福祉手当

受給資格者

重度障害児（20歳未満）であって、日常生活において常時の介護を必要とする人

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当の受給者は、毎年必ず定められた期限内に所得状況などの現況を届け出なければなりません。

支給要件

① 重度障害児（20歳未満）が年金を受給していないこと

【問い合わせ先】

社会福祉課障害福祉係
☎ 2111（内線173）
長浜支所市民福祉課

② 重度障害児（20歳未満）が施設入所していないこと

支給制限

前年の所得が基準額を上回る場合は、8月から翌年

☎ 2113（直通）
☎ 342347（直通）
☎ 521114（直通）
☎ 2111（内線173）

消防設備と公園遊具を整備しました

電源立地地域対策交付金とは

発電用施設の周辺地域における公共用施設の整備などを促進することにより、地域住民の福祉の向上を図り、発電用施設の設置および運転の円滑化に役立てることを目的として

交付されています。

大洲市肱川町内には、3か所（惣川発電所、横林発電所、鹿野川発電所）の水力発電用施設があります。

電源立地地域対策交付金事業の実績について

平成21年度交付金事業の実績は次のとおりです。

	活用事業名	活用事業概要
1	消防施設整備事業	大洲市消防団肱川方面隊予子林分団の消防ポンプを購入
2	公園遊具整備事業	大洲市肱川町鹿野川園地にコンビネーション遊具を設置

1 消防施設整備事業



2 公園遊具整備事業



【問い合わせ先】

肱川支所総務課
☎ 34-2324（直通）